

## 静岡県野球連盟内規

### 1項 本連盟加盟登録金（年会費）は次の通りとする。

登録金はその年度の3月31日までに登録書（支部加盟チーム）に添えて納入するものとする。

支部登録金（基本割）	100,000円
一 般（1チーム）	4,600円
少 年（1チーム）	3,100円
学 童（1チーム）	4,100円

### 2項 大会参加料は次の通りとする。

1. 一般各種大会 18,000円
2. OB大会 18,000円
3. 少年各種大会 10,000円

但し、夜間照明料は主管支部に一任する。

4. 抽せん会当日納入し、払戻しはいっさいしない。

### 3項 旅 費 内 規

1. 次の場合は、旅費を支給する。
  - (イ) 会長指名により、役員（副会長、理事長、副理事長、各部長、委員長等）が出張する場合。但し、他より支給された場合は除く。
  - (ロ) 会長指名により、役員が連盟の主催、主管及び後援する公認軟式野球大会に出席する場合。
  - (ハ) 会長の招集により開催される会議（総会は除く）に出席する場合。
2. 旅費査定は、実際の旅程に関係なく最短距離、順路及び時間的節約の旅程を想定して計算する。
3. 支給額は次の通りとする。
  - (イ) 1の(イ)(ロ)の場合 交通費及び宿泊費は実費、雑費（県外 3,000円）
  - (ロ) 1の(ハ)の場合 交通費の実費

#### 4. 細 則

- (イ) JRと併用する私鉄があり、一般的に利用される時はこれにより計算する。
- (ロ) タクシー以外の交通手段がない場合、実費を支給する。
- (ハ) 県内の場合、特急・急行料は支給しない。
- (ニ) 正式の会議等における会費は支給する。

### 慶 弔 内 規

	慶 事	お見舞	本人死亡の場合			両親・妻 死亡の場合	
		入院 20日以上	香料	花輪	弔詞	花輪	弔詞
名誉会長 顧問	会 長 一 任	円 10,000	円 30,000	○	○	○	必要と認められたとき
正副会長		10,000	30,000	○	○	○	
理事長 常任理事		10,000	20,000	○	必要と認められたとき	○	
理事		10,000	10,000	○		○	
監事		10,000	10,000	○		○	
評議員		10,000	10,000	○		○	
その他	会長が必要と認められたとき						

- (註) 昭和56年制定  
 昭和57年一部改正  
 昭和58年一部改正  
 昭和63年一部改正  
 平成12年一部改正  
 平成21年2月7日一部改正